

④花巻市中小企業振興融資

～市独自の制度～

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金・開業資金・経営安定資金・特産品開発資金
融資限度額	運転資金・設備資金：3,750万円以内 開業資金：1,600万円以内 経営安定資金：2,500万円以内 特産品開発資金：1,250万円以内 ※市が利子・保証料を補助する制度を併用する場合、合計で3,750万円が上限
融資期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 開業資金 運転資金7年以内 設備資金10年以内 経営安定資金 運転資金10年以内 特産品開発資金 運転資金7年以内 設備資金10年以内 ※いずれも据置期間1年以内
融資利率	固定金利 融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年2.7%以内（※年0.8%を補助） 3年超10年以内 年2.9%以内（※年0.9%を補助） ※特産品開発資金の場合、市が利子を全額補助します（事業者の負担ゼロ） <事業者の負担> 融資期間 <u>3年以内</u> 年 <u>1.9%以内</u> <u>3年超10年以内</u> 年 <u>2.0%以内</u>
保証料率	経営状況に応じて年0.45～1.70%（9区分） セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ※ 当初保証承諾期間の保証料を全額補助します ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します
担保	金融機関所定の条件
保証人	金融機関所定の条件

融資対象者（運転資金・設備資金）

- 市内に事業所を有する**中小企業者**で、次の（1）から（3）の**いずれにも該当**する方
- （1）市内に事業所・店舗・工場を有していること（かつ、個人事業主の場合は市内に住所を有していること）
 - （2）岩手県信用保証協会の保証対象業種であること
 - （3）前年度及び納期到来分の市税を完納していること（徴収猶予されている場合を除く）

融資対象者（開業資金）

市内に事業所を有する**中小企業者**で、前ページ（1）、（3）のいずれにも該当し、次のア～エまでのいずれにも該当するもの

- ア. 開業後1年に満たないこと
- イ. 開業に係る業種に3年以上の勤務経験を有する者又は開業に係る事業計画作成時に、認定経営革新等支援機関からの支援を受けていること
- ウ. 会社等法人組織を設立予定の中小企業者においては、会社設立登記を完了していること
- エ. 許認可事業にあっては、許認可を受けていること。又は既に申請中であって許認可を受けることが確実であると認められること

融資対象者（経営安定資金）

市内に事業所を有する**中小企業者**で、前ページ（1）～（3）のいずれにも該当し、次のア～カまでのいずれかに該当するもの

- ア. 最近3ヵ月間の平均売上高（建設業にあっては、完成工事高）が前年同期の平均売上高に比較して、おおむね10%以上減少していること
- イ. 最近の経常利益が欠損であること
- ウ. 最近の売上高対経常利益率が前年に比較して低下していること
- エ. 最近の流動比率又は当座比率等資金繰り関連諸比率が悪化していると認められること
- オ. 取引先の倒産により、その経営が不安定になると認められること
- カ. 中小企業信用保険法第2条第5項の各号に定める特定中小企業者として、市の認定を受け、経営安定関連保証の対象となること

融資対象者（特産品開発資金）

市内に事業所を有する**中小企業者**で、前ページ（1）～（3）のいずれにも該当し、次のアに該当するもの

- ア. **事業計画について市長の認定を受けていること**

申込手続

取扱金融機関にお申込みください。

<取扱金融機関>

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫の市内本支店、花巻農業協同組合の本店